

千葉県高圧ガス販売・消費保安基準

(目的)

第1条 この基準は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づいて高圧ガスの販売又は消費を行う者に対する保安教育の方法等について定めたもので、関係者がこの基準を遵守することにより高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、高圧ガスを販売又は消費（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律が適用される販売及び消費を除く。）する事業所における取扱いについて適用する。

(用語の定義)

第3条 法並びに一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則及び容器保安規則（以下「法令」という。）において使用する例のほか、この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高圧ガス販売従業者

高圧ガス販売業者の事業所（以下「販売所」という。）において、高圧ガスを取扱う者をいう。

(2) 高圧ガス取扱者

高圧ガス消費者の事業所（以下「消費事業所」という。）において、高圧ガスを取扱う者をいう。

(3) 関係者

次のアからウに掲げる者

ア 高圧ガス販売業者及び高圧ガス販売従業者

イ 高圧ガス消費者及び高圧ガス取扱者

ウ 前記ア及びイへ高圧ガスを供給する高圧ガス製造者、販売業者及び輸送業者並びにこれらの従業員

(高圧ガス販売業者の役割)

第4条 高圧ガス販売業者は、高圧ガスの販売を行おうとするときは、当該高圧ガスの消費事業所における高圧ガス取扱責任者が、次のいずれかに該当する者であることを確認するものとする。

(1) 製造保安責任者免状の交付を受けている者、販売主任者免状の交付を受けている者、高圧ガス保安協会の行う特定高圧ガス取扱主任者の講習を修了した者又は第7条に掲げる高圧ガス販売従業者保安講習若しくは高圧ガス取扱者保安講習を受けた者

(2) 前号に掲げる者から、当該高圧ガスの取扱いに関する教育を受けた者

2 高圧ガスの販売業者は、高圧ガスの販売先である高圧ガス消費者の高圧ガスに関する設備等に係る保安状況を把握するとともに当該消費事業所における高圧ガスの取扱いの方法及び保安教育の実施等について指導し、高圧ガスの保安確保に協力するものとする。なお、高圧ガスの消費事業所における高圧ガス取扱責任者を前項により確認したときは、その旨を「高圧ガスの取引先の保安状況を明記した台帳」に遅滞なく記載し明記する。また、高圧ガス取扱責任者を変更したときも同様とする。

(高圧ガス取扱責任者の選任)

第5条 高圧ガスの消費者は、当該消費事業所の高圧ガス取扱者であって前条第1項第(1)号又は第(2)号に該当する者のうちから高圧ガス取扱責任者を選任し、第6条に規定する職務を行わせるものとする。

(高圧ガス販売主任者・高圧ガス取扱責任者の職務)

第6条 高圧ガス販売主任者・高圧ガス取扱責任者は、販売又は消費する高圧ガスに係る保安を確保するため次の各号に掲げる職務を行うものとする。ただし、高圧ガス販売主任者の選任を必要としない高圧ガスの販売業者にあつては当該販売業者が同様の職務を行うことが望ましい。

(1) 高圧ガス販売主任者の職務

ア 販売施設の管理

販売施設の位置構造並びに販売の方法が法令等に定められた技術上の基準に適合するように監督する。

イ 基準類の立案、作成及び整備

販売する高圧ガスに係る保安を確保するため保安台帳、その他各種基準類を作成整備し、関係者に

周知徹底する。

ウ 工事及び修理の立会い

販売施設の工事及び修理を行う場合には、当該施設がアに適合するように計画し、作業が計画通り実施されるように立会い監督する。

エ 危険時の措置

販売する高圧ガス及びその施設等が危険な状態になった時は、災害発生防止のための応急の措置を実施するため、関係者を指揮し監督する。

オ 高圧ガス取扱者保安教育への協力

高圧ガス販売主任者は、高圧ガスの販売供給先における高圧ガス取扱者への保安教育を実施するよう指導し、協力する。

カ 保安教育及び防災訓練の計画、指導等

- ① 従業員に対する保安教育を指導する。
- ② 従業員及び関係者が参加する防災訓練を計画し、指導する。
- ③ 新たに従業員となった者が第7条第(1)号又は第(2)号で定める保安講習を受講するよう監督する。
- ④ 従業員が1年に1回、第7条第(3)号で定める定期保安講習を受講するよう監督する。

(2) 高圧ガス取扱責任者の職務

ア 消費施設の管理

消費施設の位置構造並びに消費の方法が法令等に定められた技術上の基準に適合するように監督する。

イ 工事及び修理の立会い

消費施設の工事及び修理を行う場合には、当該施設がアに適合するように計画し、作業が計画通り実施されるように立会い監督する。

ウ 定期検査の実施

消費施設について定期に検査を実施し、その結果に基づく必要な措置を行う。

エ 日常巡回点検の実施

消費施設について使用開始時及び終了時のほか1日に1回以上巡回点検を実施しその結果に基づく必要な措置を行う。

オ 危険時の措置

消費する高圧ガス及びその施設等が危険な状態になった時は、災害発生防止のための応急の措置を実施するため、関係者を指揮し監督する。

カ 保安教育及び防災訓練の計画、指導等

- ① 従業員に対する保安教育を指導する。
- ② 従業員及び関係者が参加する防災訓練を計画し、指導する。
- ③ 新たに従業員となった者が第7条第(1)号又は第(2)号で定める保安講習を受講するよう監督する。
- ④ 従業員が1年に1回、第7条第(3)号で定める定期保安講習を受講するよう監督する。

(保安講習)

第7条 高圧ガス販売業者又は高圧ガス消費者は高圧ガスの販売従業者又は高圧ガス取扱者に、次の各号に定めるところにより千葉県高圧ガス流通保安協会（以下「協会」という。）が行う講習を受けるものとする。ただし、高圧ガス製造保安責任者免状所有者、高圧ガス販売主任者免状所有者、特定高圧ガス取扱主任者講習受講者及びC E等保安監督者講習受講者については、既に第(1)号又は第(2)号の講習を受講したとみなし、高圧ガス販売従業者又は高圧ガス取扱者となった後に第(3)号の規定による定期保安講習を受講するものとする。なお、従前に第(1)号又は第(2)号の講習を受講した者が新たに高圧ガス販売従業者又は高圧ガス取扱者となった場合も同様とする。

(1) 高圧ガス販売従業者保安講習

高圧ガス販売従業者は、販売従業者となった日から1年以内に高圧ガス販売従業者保安講習を受講する。ただし、やむを得ず受講できない場合においては第(3)号で定める定期保安講習を受講すること

によってこれを受講したものとするができる。

(2) 高圧ガス取扱者保安講習

高圧ガス取扱者は、取扱者となった日から1年以内に高圧ガス取扱者保安講習を受講する。ただし、やむを得ず受講できない場合においては第(3)号で定める定期保安講習を受講することによってこれを受講したものとするができる。

(3) 定期保安講習

高圧ガス販売従業者及び高圧ガス取扱者は、第(1)号又は第(2)号の講習を受けた後、1年に1回定期保安講習を受講する。

(4) 講習内容

高圧ガス販売従業者保安講習及び高圧ガス取扱者保安講習並びに定期保安講習の内容は、次のとおりとする。

- ア 法令及び関係基準類
- イ 高圧ガス販売従業者・販売主任者の職務
- ウ 高圧ガス取扱者・取扱責任者の職務
- エ 高圧ガスの性質
- オ 販売・消費の概要、容器等の取扱い等
- カ 危険時の措置
- キ その他必要な事項

(講習修了の確認)

第8条 次の各号に掲げる講習修了の確認は、それぞれ当該各号の定めるところにより協会が行う。

(1) 高圧ガス販売従業者保安講習

高圧ガス販売従業者保安講習を修了した者に対し、高圧ガス販売従業者保安講習修了証を交付する。

(2) 高圧ガス取扱者保安講習

高圧ガス取扱者保安講習を修了した者に対し、高圧ガス取扱者保安講習修了証を交付する。

(3) 定期保安講習

定期保安講習を修了した者に対し、定期保安講習修了証を交付し、又は講習修了済の押印をする。

(書類等の保存)

第9条 販売業者又は消費者は、別表1の書類を記録し、同表に掲げる期間これを保存する。

附 則

- 1 この基準は、平成30年 4月 1日から施行

別表1 書類等の保存

書類の種類	販売業者	消費者
1. 高圧ガスの取引先の保安状況を明記した台帳	◎	◎
2. 定期自主検査記録	○	○
3. 日常巡回点検記録	○	○
4. 保安教育記録	○	○
5. 防災訓練記録	○	○
6. 事故災害記録	◎	◎
7. 高圧ガス授受の記録	○	○

(注) 書類の保存期間

- ◎ 設備又は容器のある全期間
- 普通の場合2年、異常のあった場合10年